

2

災害発生時の危機管理



1 児童生徒の安全確保

阪神・淡路大震災は、児童生徒が学校にいない時間帯に起こったが、東日本大震災では、児童生徒が在校している時間帯での地震発生であった。特に、地震による津波が発生したことで、津波からの避難行動の遅れにより児童や教職員が犠牲となったり、保護者等への引き渡し後に犠牲となるなどの学校防災上の課題を残した。

災害時は、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に止めることを基本とし、学校防災体制の整備を図る。

災害発生の時間帯等によっては、担当者が不在で学校防災体制の組織が機能しない可能性がある。例えば、発災当初、学校に参集した教職員の人数が少ない場合には複数の班の役割を兼務するなど、対応可能な教職員の人数や被害の状況等に応じて柔軟に対応できるシステムを整備しておく。

■ 東日本大震災を踏まえた学校防災上の課題

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の最終報告
「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」を踏まえた課題（抜粋）

① 避難行動について

- ・地割れ、液状化などの例があることから校庭への避難については状況に応じた判断が必要
- ・被災の状況により避難経路の安全が確保できない場合もあり、平時における避難経路の安全点検と避難場所への複数の経路の確保
- ・被災時における複数の手段による素早い情報収集と状況に応じた的確な判断

② 津波による被害状況と対応について

- ・津波による浸水が予想されていた学校でさえも、津波避難マニュアルの策定や津波訓練を実施していた学校数は約6割
- ・津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要

③ 安否確認及び引き渡しについて

- ・安否確認を行う際には、保護者との一対一の情報連絡だけでなく、知人、地域の団体等を通じた情報交換も考慮することが必要
- ・引き渡しや待機の判断、保護者と連絡が取れない場合の対応などについて、学校等と保護者との間で事前にルールを決めておくことが必要

④ 体制整備について

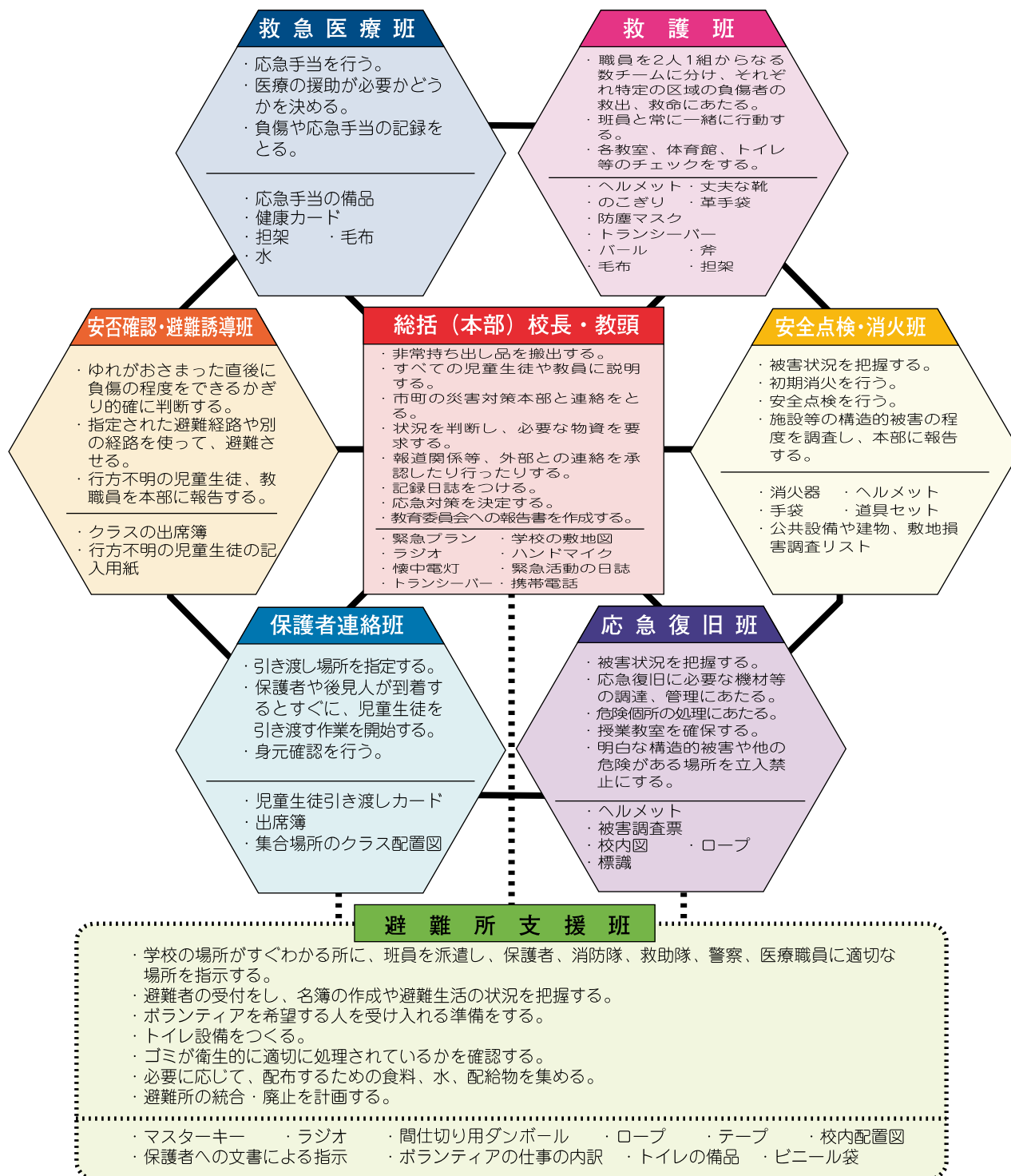
- ・通信手段が停電や回線の混雑により使えなくなるため、情報収集方法や関係機関との連絡方法について複線化を図り、円滑な連絡体制を構築することが必要
- ・東日本大震災の教訓も踏まえ、各学校の災害対応マニュアルの見直しや改善等が必要

(1) 初動体制の確立

災害の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

学校災害対策本部の設置例 1

〈教職員間の連携を行いやすくする場合〉

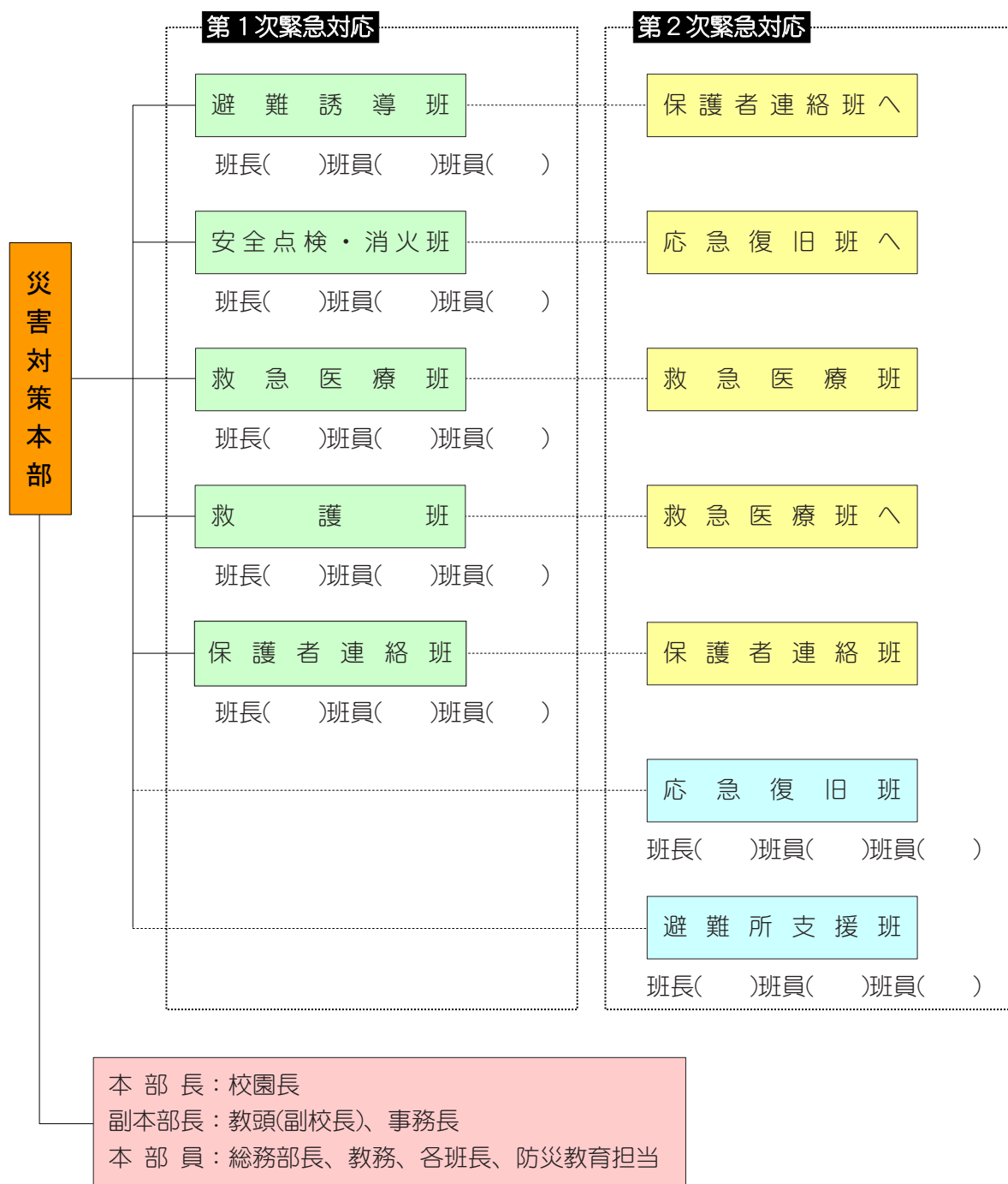


他に考えられる業務内容

- (1) 総括（本部）：緊急活動の停止時期の決定、PTAとの連絡調整
- (2) 救急医療班：応急手当用備品の確認
- (3) 安否確認・避難誘導班：児童生徒の不安の緩和、医療援助を求めるかどうかの決定
- (4) 応急復旧班：避難場所の安全確認
- (5) 安全点検・消火班：避難及び救助活動の支援
- (6) 救護班：負傷者や危険箇所等の通報のチェック
- (7) 避難所支援班：関係機関への報告連絡

学校災害対策本部の設置例 2

〈教職員数が少なく、時間の経過により、役割を移行する場合〉



※本部長⇄班長⇄班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(第1次緊急対応を優先にする)

※本部長が不在の場合の代理順位も、備えておく。

※学校災害対策本部の教職員の分担は、児童生徒の避難誘導に従事することになるので、それを考慮した分担の配置とすること。

(2) 学校災害対策本部の業務内容例

被害状況によっては、校舎が使えなかったり、必要物品が揃わないことも考えられる。また、停電等により情報収集が円滑にできない場合も考えられ、本部の立ち上げには、臨機応変な対応が求められる。児童生徒の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合など、緊急時の円滑・迅速な対応に向けて、事前に保護者や地域住民とのルールを決めておく。

班名	業務内容	主な必要物
対 策 本 部	・情報収集 ・校内放送等による連絡・指示 ・他班との連絡調整 ・非常持ち出し品を搬出 ・すべての児童生徒や教員に説明 ・市町の災害対策本部、教育委員会、PTA等に連絡 ・状況を判断し、必要な物資を要求 ・報道関係等、外部との連絡の承認 ・記録日誌、教育委員会への報告書作成 ・応急対策の決定 ・緊急活動の停止時期の決定	・緊急プラン ・学校の敷地図 ・ラジオ ・ハンドマイク ・懐中電灯 ・緊急活動の日誌 ・トランシーバー ・携帯電話
安否確認・避難誘導	・揺れがおさまった直後に負傷の程度をできるかぎりの確に判断する ・指定避難経路や別の経路を使って、避難させる ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告する ・児童生徒の不安の緩和 ・医療援助を求めるかどうかの決定	・クラスの出席簿（名簿） ・拡声器（メガホン） ・ホイッスル ・懐中電灯
安全点検・消 火	・被害状況を把握（ライフライン） ・初期消火 ・安全点検 ・施設等の構造的被害程度を調査し、本部に報告 ・避難及び救助活動の支援 ・避難、救助活動の支援 ・近隣の危険箇所の巡視	・消火器 ・革手袋 ・軍手 ・ヘルメット ・道具セット ・安全点検表
救 急 医 療	・応急手当 ・医療の援助が必要かどうかを決める ・負傷や応急手当の記録をとる ・応急手当用備品の確認 ・関係医療機関への搬送、連絡	・救急箱 ・健康カード ・担架 ・水 ・毛布 ・A E D
救 護	・職員を2人1組からなる数チームに分け、それぞれ特定の区域の負傷者の救出、救命にあたる ・班員と常に一緒に行動する ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・負傷者や危険箇所等の通報のチェック	・ヘルメット ・丈夫な靴 ・のこぎり ・革手袋 ・軍手 ・防塵マスク ・トランシーバー ・パール ・斧 ・毛布 ・担架
保護者連絡	・電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等での連絡 ・引き渡し場所の指定 ・保護者や後見人に、児童生徒を引き渡す作業の開始 ・身元確認	・児童生徒引き渡しカード ・名簿 ・集合場所のクラス配置図
応 急 復 旧	・被害状況を把握 ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理 ・危険箇所の処理 ・授業教室を確保 ・明白な構造的被害や他の危険がある場所を立入禁止にする ・避難場所の安全確認	・ヘルメット ・被害調査票 ・校内図 ・ロープ ・標識
避難所支援	・学校の場所がすぐわかる所に、班員を派遣し、保護者、消防隊、救助隊、警察、医療職員に適切な場所を指示 ・避難者の受付をし、名簿の作成や避難生活の状況を把握 ・ボランティアを希望する人を受け入れる準備 ・トイレ設備をつくる ・ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認 ・必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める ・避難所の統合・廃止の計画 ・関係機関への報告連絡	・マスターキー ・ラジオ ・間仕切り用ダンボール ・校内配置図 ・保護者への文書による指示 ・ボランティアの仕事の内訳 ・トイレの備品 ・職員の表示 ・ビニール袋 ・ロープ ・テープ

*上記については、あくまでも例であり、学校規模や状況によっては必要な業務内容の優先順位を決めて実施する。

2 緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断

緊急時の児童生徒の安全確保の観点から、地震等の災害発生を想定し、その備えとして、保護者への引き渡し訓練が行われてきた。

災害発生時、学校は、災害の状況や周囲の被害状況、今後起こりうるであろう危険を予測して、児童生徒を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかの判断が求められるが、学校としての引き渡しを行うルール（例えば、震度によるルール）を定めて、保護者に周知しておけば、停電等により通信手段が遮断され、保護者への連絡ができなくても引き渡しを行うことが可能になる。

一方、東日本大震災では、津波が迫っている中で保護者への引き渡しを行い、その後に、児童生徒や保護者が犠牲になる例があった。このことを踏まえ、仮に、引き渡しのルールを越える災害が起こり、保護者が引き取りにきたとしても、津波による被害が予想される学校では、大津波・津波警報が発令されているときや、下校途上に危険が予測されるときは、保護者も一緒に避難場所に待機させ、安全を確保するという判断が求められる。

■引き渡しのルール例

以下は、文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」において、「引き渡しのルール（例）」の中で示している「震度5弱以上」を地震の際の引き渡しの判断基準として、ルールを整理するとともに、津波による被害が予想される学校の大津波・津波警報発令時のルールを整理したものである。

	地震発生時のルール	〈津波による被害が予想される学校〉 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物 3 階以上か高台の避難場所へ避難する。
児童生徒が登下校中	- 危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 - 震度 5 弱以上の地震の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。	警報が解除されても、校区及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が在校中	- 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。（保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる） - 震度 4 以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	- 警報が発令された場合は、校舎の 3 階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 - 警報が解除されるまで、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。 - 警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。

※震度 5 弱の揺れ等の状況は、「震度と揺れ等の状況（概況）」（P. 33）を参照。

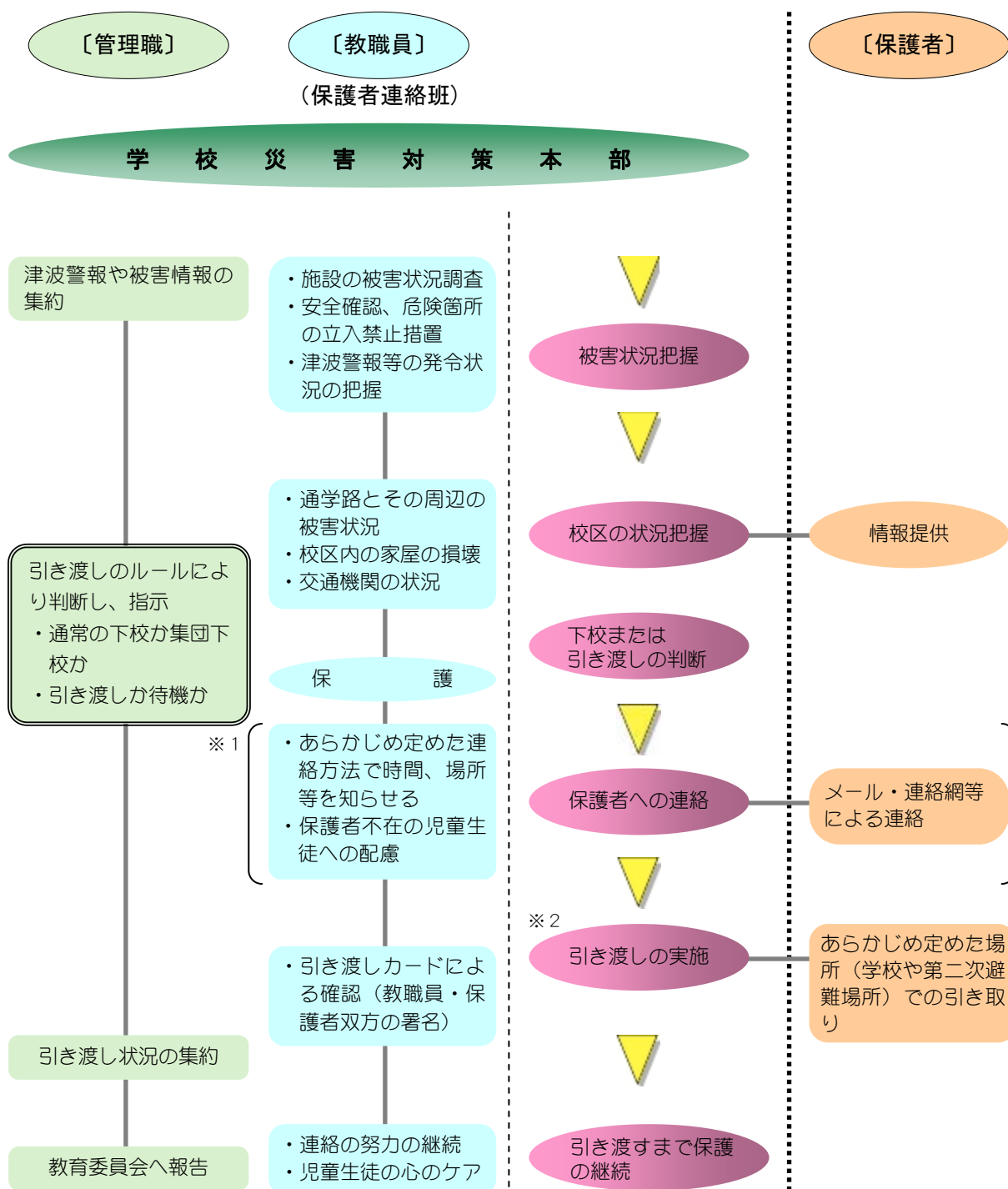
■学校に待機させる場合には

地震発生、気象警報発令による学校等での待機は、状況により長時間に及ぶことも考えられる。児童生徒を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- ・不安や恐怖を訴える児童生徒には、教職員が寄り添い心のケアにあたる。
- ・近隣からの火災の対応や津波等からの対策が十分にとれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく必要がある。
- ・校外に避難する場合、冬などは、防寒の対策をとっておく必要がある。

(1) 引き渡しと待機の判断

〔地震・津波発生時〕



※¹ あらかじめ引き渡しのルールを定め、保護者に周知しておくことで、保護者への連絡が不要となる。

※² 大津波・津波警報が発令されている場合は、引き渡しは行わず待機。

(2) 児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード

緊急時に児童生徒の引き渡しを円滑に行うため、年度当初に引き渡しカードを兼ねた連絡カードを作成しておく。訓練等を通して引き渡しのルールや引き渡しの手順を周知しておく。

この場合、引き取り者を複数名確保しておくことは、保護者が昼間家庭にいない場合においても有効である。

また、引き渡しカードとして作成した場合は、全児童生徒分を一括して保管し、緊急時にも一括して持ち出す。

児 童 生 徒 名		性別		学年・学級	年 組 () 番
住 所					
引き取り者名	1		児童生徒との関係	電話	
	2				
	3				
兄 弟 姉 妹	(有 ・ 無)	年 組 () 番	年 組 () 番		
緊急時の連絡先	電話 ()				
引き取り者署名				児童生徒との関係	
避 難 場 所					
引き渡し日時	月 日 時 分			教職員名	

引き取り者がいない児童生徒は？

児童生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人は側に付き、児童生徒に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、貼り紙をしておき、引き取り者が来るまで、学校で預かる。子どもに不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

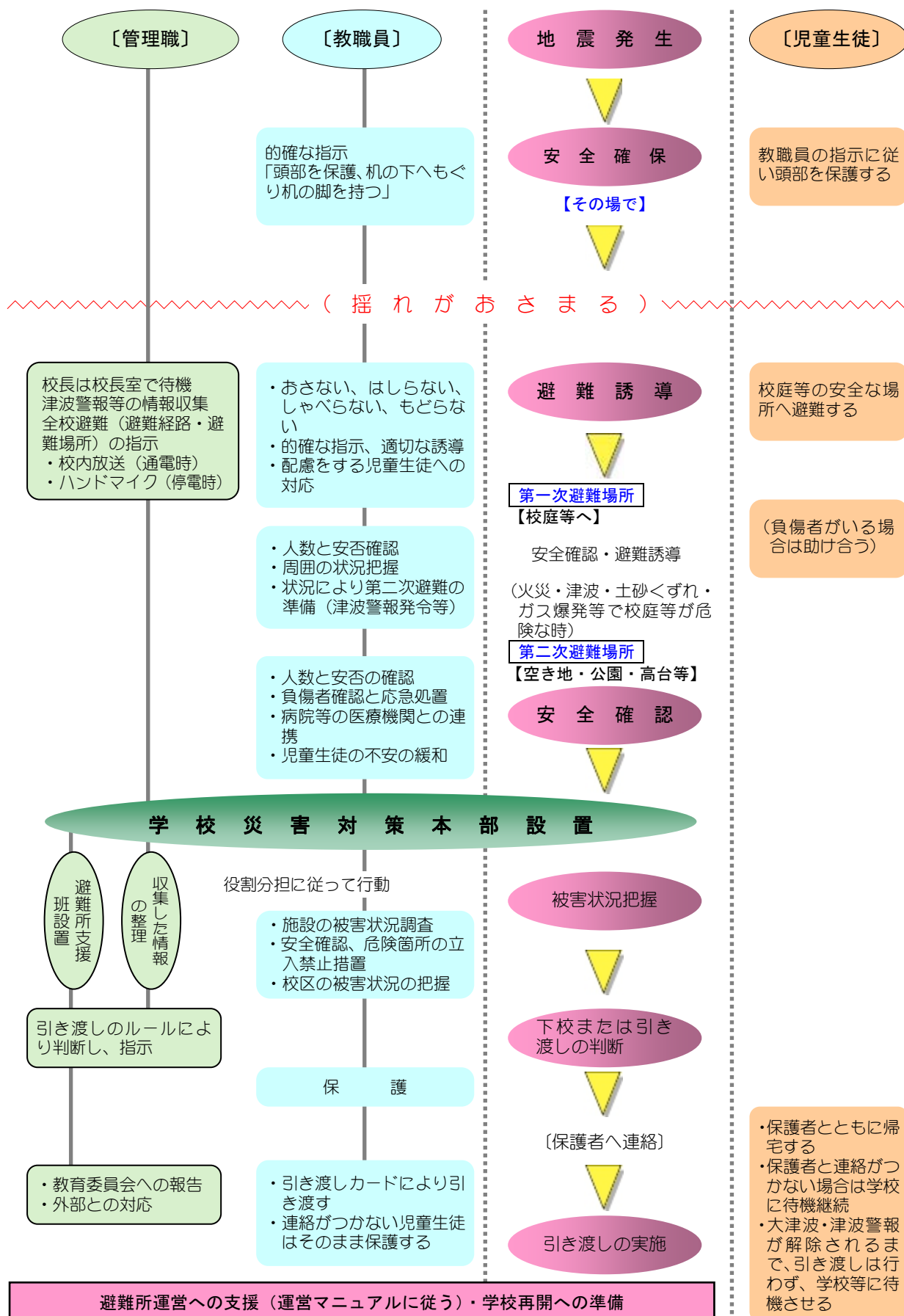
阪神・淡路大震災では、スキー等の修学旅行中に、宿泊先やバスで地震発生の報に接した学校もあった。急きょ学校に引き返し、帰宅させたが、保護者の安否確認ができない生徒については、学校でそのまま待機させ、確認ができ次第順次引き渡した。

参 考 「震度と揺れ等の状況（概要）」

震度階級	7	6 強	6 弱	5 強	5 弱	4
人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。	立っていることが困難になる。	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、たり倒れたりし、飛び出すこともある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気がつく人がいる。
木造建物（住宅）	耐震性高い	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
	耐震性低い	傾くものや、倒れるものが多い。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート建物	耐震性高い	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
	耐震性低い	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
地盤の状況	大きな地割れが生じることがある。		地割れが生じることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。		
斜面等の状況	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		がけ崩れや地すべりが発生することがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
ライフライン	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。		震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。		震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。

3 地震・津波発生時の基本的対応

(1) 在校中

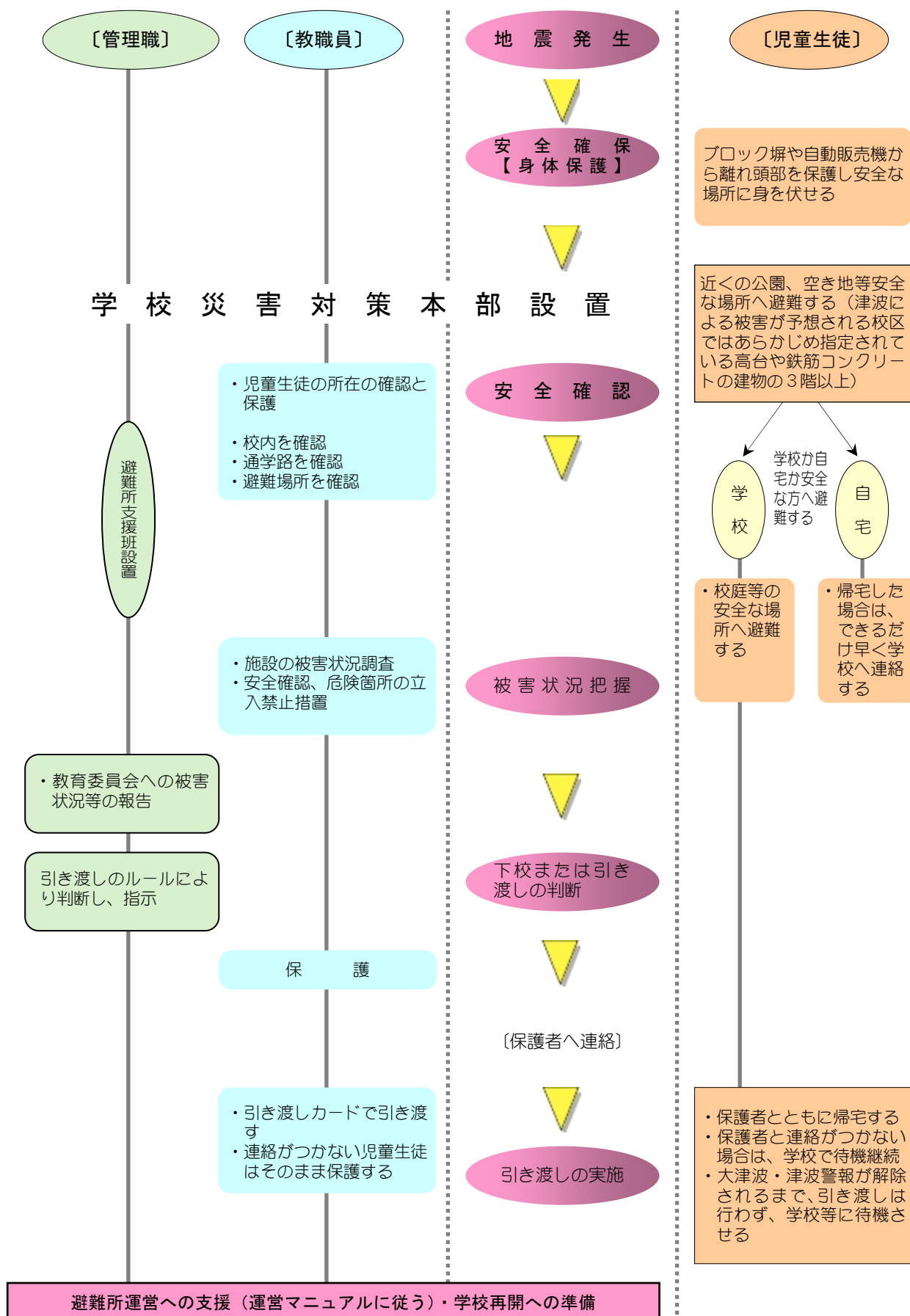


〈在校中の地震発生に備えて日頃から実践しておくこと〉

- ・児童生徒に複数の避難場所、避難経路（第二次避難場所含む）を周知しておく。
- ・児童生徒の出席や欠席、早退等を把握し、教職員で共有できるようにしておく。
- ・特別な支援を要する児童生徒への対応を教職員内で共通理解しておく。

授 業 中 の 対 応（対応の基本）		休み時間、放課後等の対応
安全確保	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・避難口を確保する。	・教職員がその場になくても、児童生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から揺れが収まったら、安全な場所に移動することを指導しておく。 ・近くにいる児童生徒に指示や声かけをして、不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導	（第一次避難場所へ避難） ・本部は、危険で通れない箇所を全校に指示し、避難を開始させる。 （状況によっては指示を待たずに避難開始） ・津波による被害が予想される学校の本部では、津波警報等の情報を収集する。 ・転倒、落下の恐れのある物から児童生徒を遠ざける。上履き等をはかせる。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・近くにいる教職員で協力して、児童生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・特別な支援を要する児童生徒の避難では、小グループで手をつなげたり誘導ロープを持たせるなどの工夫とともに、できる限り複数の教職員で支援にあたる。 ・重症の場合は、救急隊に連絡し、付き添う。 ・車椅子使用等の児童生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。	・教職員は自分の周辺や担当学級、学年の児童生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・教職員は本部での初動体制の役割分担等により、手分けして、校舎内に残っていたり、負傷している児童生徒がいないか各教室、体育館、トイレ等を確認する。
	（第二次避難場所への避難：津波による被害が予想される学校や第一次避難場所が危険な場合） ・避難経路の状況（余震等による破損など）について把握する。 ・学校の所在する地域に津波警報が発令された場合には、あらかじめ決めておいた避難場所（鉄筋コンクリートの建物の3階以上や高台等）・経路を選択し、素早く避難をする。 ・津波到達予想時刻や高さの情報を収集する。 ・収集した情報により、第二次避難場所でも安全を確認し、必要であればさらに安全な場所に避難する。	
安全確認	・避難場所では、人員確認ができる体制を速やかに整え、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。 ・児童生徒に不安や恐怖感を和らげる声かけをする。	
被害状況把握	・施設・設備の被害状況を調査し、被害状況を整理する。 ・危険箇所については立入禁止の標識やロープを張る等の措置をとる。 ・校区の被害状況、交通機関の運行状況を把握する。 ・人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。	
判断	・津波警報の発令状況や通学路やその周辺の状況を把握し、「引き渡しのルール」により判断する。 ・下校させる場合は、通常下校か、集団下校か、教職員引率による下校かなど状況により判断をする。 ・津波警報が発令され、待機させる場合は、保護者が引き取りにきたとしても保護者も避難場所待機させる。	
引き渡し	・あらかじめ定めた場所（学校や第二次避難場所）で行う。 ・保護者が事前に届け出ている者に、引き渡しカードにより確認し引き渡す。 ・保護者に引き渡すまでは、児童生徒の保護を継続し、児童生徒の心のケアに配慮する。	

(2) 登下校中



〈登下校中の地震発生に備えて日頃から実践しておくこと〉

- ・児童生徒の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒に周知する。
- ・家庭や通学路で津波被害が予想される場合の避難場所を決めておく。
- ・児童生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、日頃から災害に対処する力を育成を図る。
- ・交通機関を利用する児童生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、発達の段階に応じて児童生徒の身を守るための判断力の育成を図る。
- ・スクールバスを利用している場合の対応について、業者や運転手と確認しておく。

学 校 の 対 応

安全確保	・学校に避難してきた児童生徒に対して、教職員は冷静に指示し、不安や恐怖心を和らげる声かけをする。 ・交通の途絶等により、児童生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒を学校で保護する。
安全確認	・教職員で分担し、通学路や避難場所の児童生徒の確認及び保護にあたる。 (在校している児童生徒がいないか、校内を確認し保護する)

■津波への対応■（兵庫県地域防災計画）

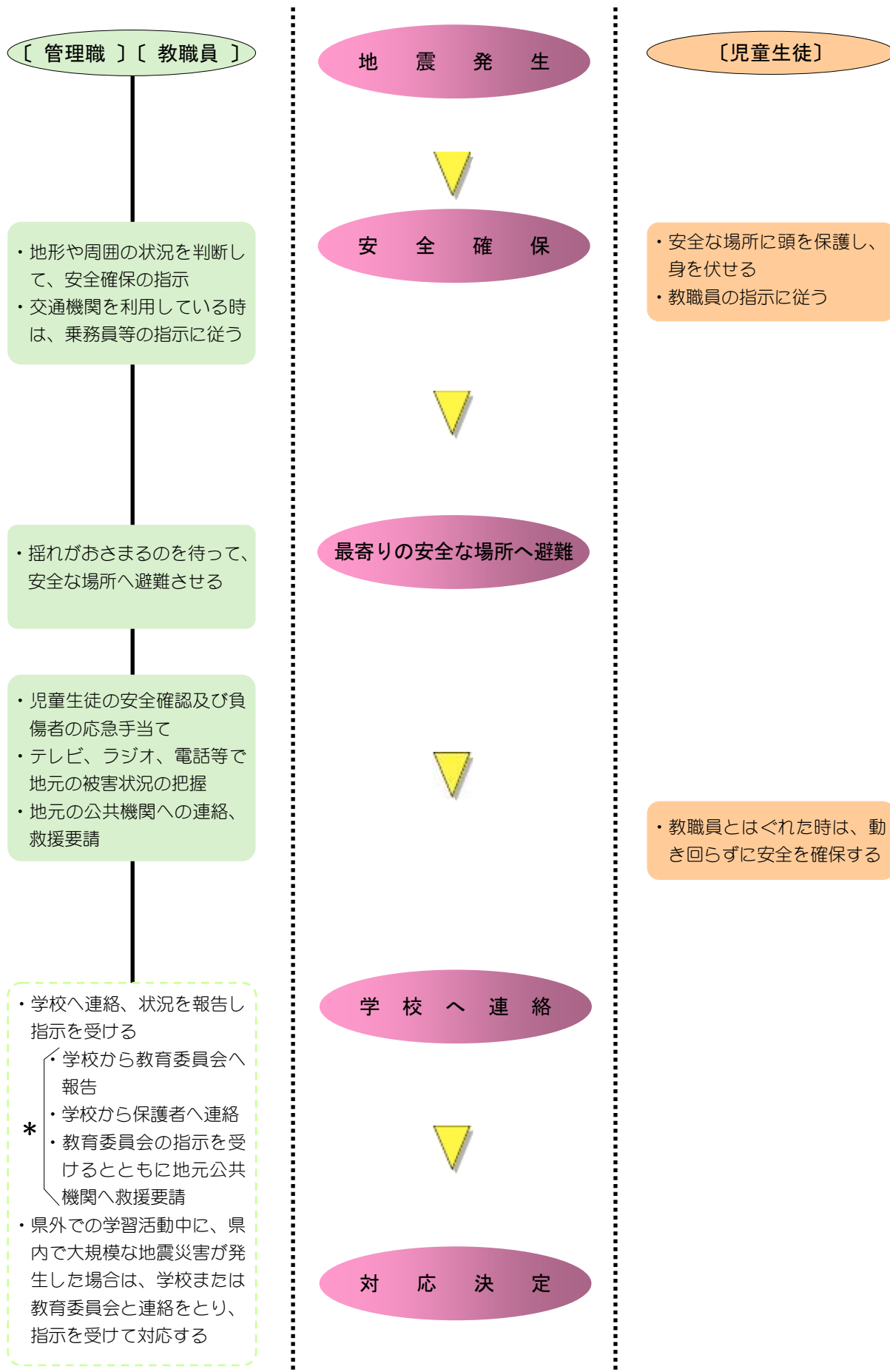
- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ⑥ 津波見物は絶対にしない。
- ⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ⑨ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

〈大津波・津波警報等の発表の基準〉

（気象庁ホームページ参考）

警報・注意報の分類	発表基準	発表される津波の高さ	
		第一報	第二報以降 ※数値表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	巨大	10m超(10m<予想高さ) 10m(5m<予想高さ≤10m) 5m(3m<予想高さ≤5m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	高い	3m(1m<予想高さ≤3m)
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	(表記しない)	1m(0.2m≤予想高さ≤1m)

(3) 学校外の諸活動中



〈学校外の諸活動中の地震発生に備えて事前に準備しておくこと〉

- ・実施計画の作成にあたっては、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者にも周知しておく。
- ・利用する施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せをしておく。
- ・ラジオ、テレビ、電話等で、地震の規模や被害状況、津波警報等の気象情報を得られる準備をしておく。
- ・最寄りの病院等の医療機関を確認しておく。

学 校 の 対 応	
安全確保	・室内での初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に移動する。 ・教職員は、落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えない。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢を取らせる。
安全場所へ避難	・負傷者がいる場合は、応急手当をし、病院等の医療機関と連携して対応する。 ・海岸では津波、山間部では、土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。
学校へ連絡	・状況を学校に報告し、指示を受ける。

宿舎に滞在している場合においては

- ・夜間、特に就寝中は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・火災発生の恐れがある。

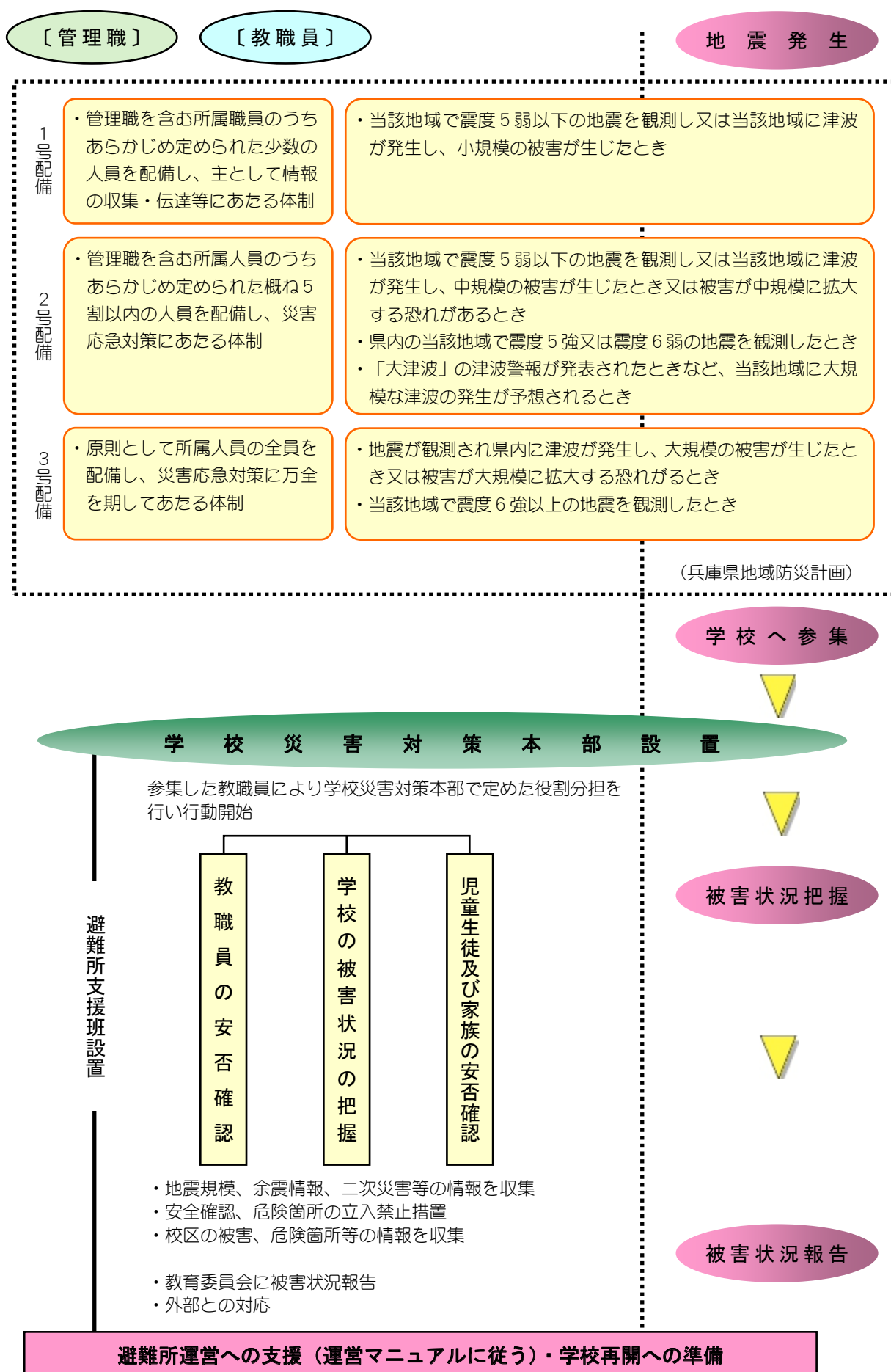
などの点を踏まえた対応を行う。

教 職 員 の 対 応
・宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 (災害発生時) ・避難開始前に、児童生徒の人数確認を確実に行い、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。

地下街や地下鉄の駅で地震に遭遇した場合は？

校外活動等で児童生徒を引率中に、地下街や地下鉄の駅などで地震に遭った場合、教職員は児童生徒にカバンなどで頭を保護させ、落下物の危険のない場所に避難させる。すみやかに人員の点呼確認、けがの有無などを調べ、けがをした者の応急処置を行う。駅員などの指示や誘導灯に従って地上に避難する。こうした施設では、避難する人が出口に殺到する恐れがあるので、駅員などの指示に従って、落ち着いて避難する。地上に避難したら現地公共機関と連絡をとり、情報を得ながらその指示に従う。また、学校に連絡をとり、状況及び対応について報告し校長の指示を受けるとともに、家庭への連絡等について手配する。地下街は地震の揺れには強い。

(4) 勤務時間外



勤務時間外であっても、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などに基づき、児童生徒等の安否確認を行うことが求められる。参集の基準や分担についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認できるようにしておく。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、情報・通信網が不通になり、児童生徒の安否確認に相当の期間を要した。安否確認の体制も整備しておく。

〈安否確認の方法〉

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな災害が起こった場合は、児童生徒等の安否確認が必要となる。

- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。
- ・地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。
- ・児童生徒等の安否情報収集方法と併せて、学校からの情報発信についてもあらかじめ保護者等に周知しておくこと。特に、情報・通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決め、周知しておく。
- ・学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報を交換することなども考えておく。

なお、教職員が、直接、家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられるが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう留意する。

■安否確認の体制整備

県立家島高等学校では、島外から通学している生徒が多く、災害により、停電や電話が不通になった場合に安否確認が困難であることが予想される。そのため、姫路市内の指定避難場所を市防災部局に確認し、ブロック別に担当教職員を配置し、安否確認を行える体制を整備した。

〈収集する情報〉

- ・生徒及び家族の安否と負傷の有無
- ・被災状況（生徒の状況、困っていること等）
- ・居場所（避難先）
- ・今後の連絡先・連絡方法
- ・他の安否確認できていない生徒の情報

4 その他の災害への対応

(1) 風水害への対応

ア 児童生徒の登下校についての指導

(ア) 在校時

- ・ 気象情報を収集する。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・ 大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発令された場合、児童生徒をすみやかに下校させる。

なお、地域の実状やその時の状況等によっては、注意報段階での下校も検討する。

- (留意点)
- ・ 下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。
 - ・ 下校させる場合、小学生は集団下校などの対応をとる。一人で下校することになる子どもは学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。
 - ・ 自転車で通学している生徒については、強風にあおられて転倒の危険があると判断される場合には、それ以外の手段で下校させる。
 - ・ 交通機関が不通になっている場合は、学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。

(イ) 在宅時

- ・ 登校時前に、大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発令された場合の登校についてあらかじめ児童生徒、保護者に周知しておく。

- (例)
- (1) 午前〇時現在、警報発令中の場合は自宅で待機すること。
 - (2) 午前〇時現在、警報が解除された場合は、〇校時から授業を行うので、登校すること。
 - (3) 午前〇時現在、引き続き警報発令中の場合は、休校とする。学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。

イ 教職員の防災活動

- ・ 教職員は、警報や水防指令等の発令状況により、配備につく。
- ・ 強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。
- ・ 大雨による土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、児童生徒を安全な場所へ避難させる。
- ・ 警報等が解除されて児童生徒が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所の応急の修理を行うか、立入禁止等の指示を徹底する。

ウ 校外活動中(遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動)

- ・ 事前に、校外活動を行う地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見を行い安全面の点検(危険箇所及び避難場所)を行い、児童生徒に周知しておく。
- ・ 現地では、気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には、地元の防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き地元の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。

※ 大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

■雪害に備えた対応

新温泉町立浜坂北小学校は、豪雪地域であり、落雪や凍結等から児童の安全を確保するため、学校敷地内の危険箇所に立入禁止の措置をとった。また、校区内の雪害の恐れのある危険箇所を把握し、児童への周知徹底を図っている。



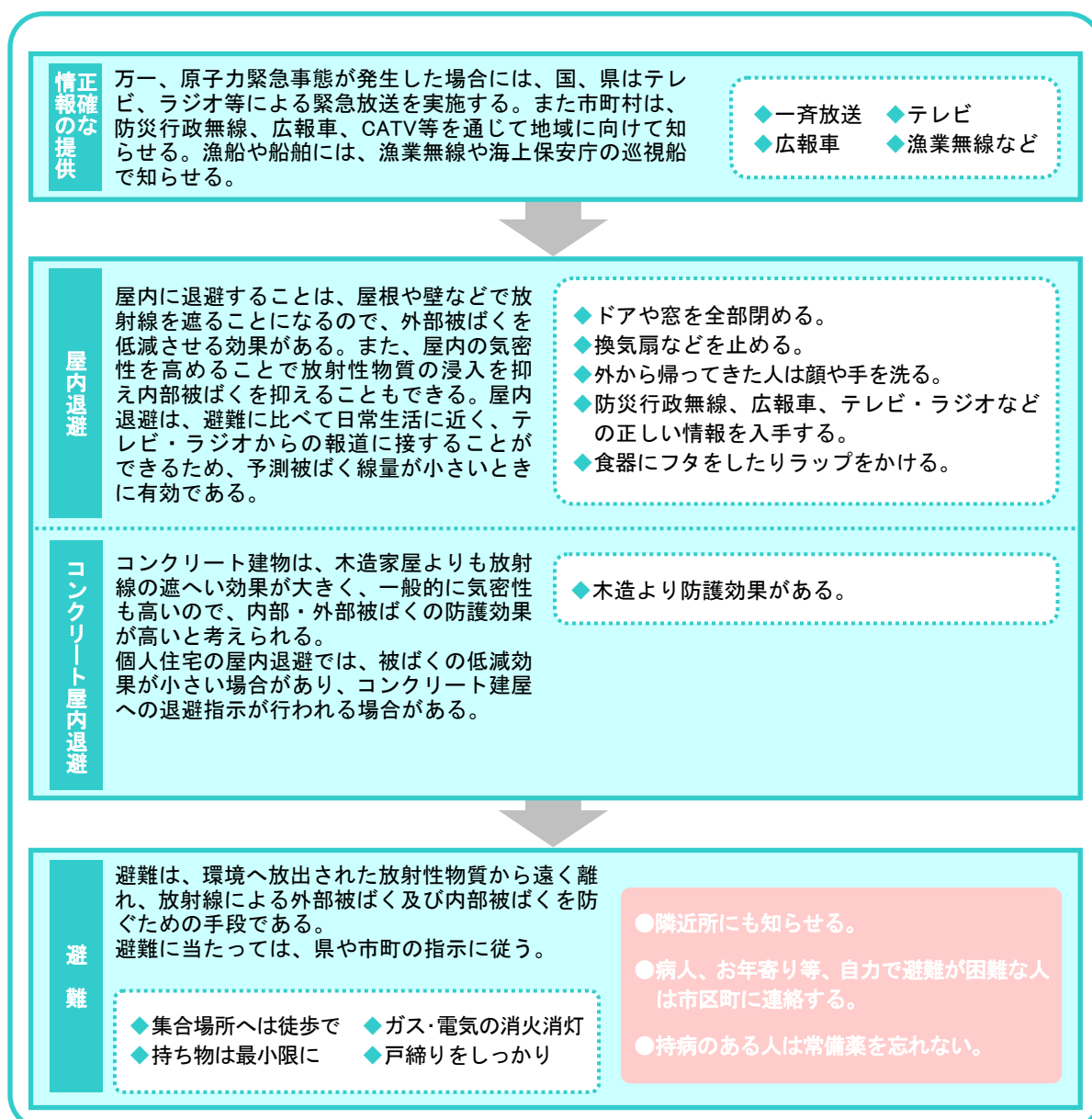
(2) 原子力災害への対応

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9）によって、福島第一原子力発電所で事故が起こり、放射性物質が大気中や海中に放出された。発電所近隣の市町村では、避難区域や屋内避難区域が設定された。

放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。緊急事態においては、県、市区町の災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等、様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。

〈学校で行う適切な退避と避難行動〉



文部科学省：学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き参考

5 特別支援学校における対応のポイント

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じるが、ここでは校種等の違いによって特に配慮を要するポイントと特別支援学校の特性に応じた体制整備について述べる。

(1) 配慮を要するポイント

【視覚特別支援学校】

- ・ 情報（視覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ 授業担当者は、安全を確保しながら、安心するように常に声をかける。
- ・ 授業クラスを基本にして、声をかけ合ったり手引きをしたり、協力をし合って避難する。
- ・ 登下校時に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に声をかけて視覚障害者であることを告げて、周りの状況を教えてもらい、安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【聴覚特別支援学校】

- ・ 情報（聴覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ 聴覚障害による情報の不足を視覚メディア等で補う。（非常点滅灯・旗等）
- ・ 登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に聴覚障害者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【特別支援学校（肢体不自由）】

- ・ 支援者の安全を確保のうえ、該当児童生徒の障害の状態、程度の違いによる安全な姿勢と生命維持に必要な資機材を確保、保持する。
- ・ 発災時の場所に対応した避難経路を確保する。
(教室、保健室、その他の教室、食堂、ケアルーム、エレベータ使用中、廊下移動中、階段移動中など)
- ・ 複数教員で支援ができるような対応を事前に決めておく。
(特殊なベッドや車いすを使用していることが多く、一人の教師だけでは支援が難しいため)
- ・ 声かけをすること等により、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ 避難場所での姿勢保持、姿勢変換、体温保持、呼吸器、酸素ボンベ、吸引器の状態に細心の注意を払う。特に電源の確保や浄水の確保が大切である。機器等を帯同していない場合は、避難セットの用意をしておくことが望ましい。
- ・ 併設、隣接施設（寄宿舍、病院、訓練施設等）と定期的に情報を共有する。
- ・ 該当児童生徒の担当教員が被災し対応ができないことを考え、当該児童生徒に限定した発災時対応マニュアルを作成し、ベッド、車いす、携行しているバッグ等に常設しておく。

【特別支援学校（病弱）】

- ・直ちに児童生徒の側に行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ベッドや車椅子からの転落、転倒を防止する。
- ・すみやかに医療機関と連携が図れるよう病気への配慮などを記した個人カードや吸引機等の医療機器を携帯する。

【特別支援学校（知的障害）】

- ・直ちに児童生徒の側に行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・周囲の人々に援助を求め、指示に従い落ち着いて行動させる。
- ・ハンドマイクを準備し、停電時のパニックや、災害時の的確な情報を必要に応じて伝え、心理的な負担の軽減に努める。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、自力通学生は、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取るよう指導しておく。また、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。
- ・居住地における避難場所確認やハザードマップを作成し、保護者・学校・地域で協力しながら、児童生徒の能力に応じて、自ら避難や安全が図られるよう指導しておく。

（２） 特別支援学校の特性に応じた体制整備

ア 保護者との連携

- ・自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の発災時の探索保護の依頼
- ・登下校中の自力通学生の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・生徒）
- ・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い
- ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加の奨励（地域のネットワークづくり）

※居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。

イ 関係機関との連携

- ・スクールバス運行业者、福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）、訪問指導先施設等の関係機関と災害時の対応について事前に協議
- ・特に、スクールバス運行业者については、事故や災害に備えての訓練を連携して実施

県立芦屋特別支援学校では、多くの児童生徒は、放課後、学校近くのケアセンターに通所しており、引き渡しを要する場合の引き取り予定者にケアセンター職員が登録されている。そのため、在校している児童生徒を保護者以外の引き取り予定者に確実に引き渡すための確認事項として、児童生徒引き渡しカードに、引き渡しを行う際の暗号（符号）を保護者が登録し、教職員と引き取り者で確認できるように新たな対策を講じた。

6 定時制高校（夜間）における対応のポイント

定時制高校では、夜間に、生徒が在校していることから、災害による停電を想定した安全確保及び避難誘導等の対策を講じておく必要がある。

対応のポイント

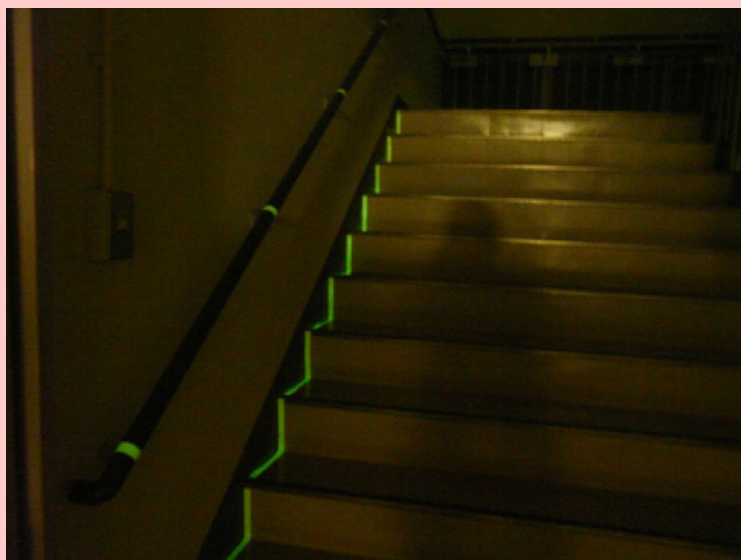
- ・ ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時のパニックを防止する。
- ・ 的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- ・ 避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。
- ・ 定期的に防災訓練を実施する中で、夜間の停電を想定した訓練を実施する。

■夜間の授業中の停電に備えた避難誘導策

県立西脇北高等学校では、多部制高校として、夜間に授業を行っていることから、夜間の地震による火災で停電となった場合を想定した避難訓練を実施した。

訓練は、照明を消して行ったため、①足下が見えず危険であること、②車のヘッドライトを当てて避難経路の確認や生徒の安全確保に利用したが、光の適切な当て方に工夫がいること等の課題が見つかった。

これらの課題から、避難誘導のため懐中電灯を常備しておくことや蓄光テープによる避難誘導策を新たに講じた。



階段と手すりに蓄光テープを貼った避難誘導策

7 学校施設・設備の被害状況の点検

二次災害の発生を防止し、また、早期に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被害状況を点検し、危険箇所については、立入禁止の標識やロープを張る等の措置を講じる。できるだけ早く専門家の応急危険度判定を受ける。

学 校 の 対 応	
安全確保	・天井等の非構造部材の落下、転倒等の安全確認を行う。 ・学校施設・設備の整理をするときに安全確認を行う。 ・理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。 ・危険箇所の確認と立ち入り禁止区域の設定を行う。
ライフラインの点検	・ライフライン（電気・水道等）が使用できるか点検し、必要な処置を行う。 ・ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。 ・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。 ・プールの水は多くの活用例があり生活用水としての使用方法も検討する。
復旧対応	・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。 ・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ・教育委員会、災害対策本部と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める。

危険箇所の判断は誰がどの基準で行うか？

建物の危険度判定は専門家に任せなければならないが、立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切である。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破壊である。

鉄筋コンクリート

柱・梁＝鉄筋が見える、深い亀裂 壁＝大きく深い亀裂、×字形の亀裂

鉄骨造り

柱・梁＝折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁＝破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

木 造

柱・梁＝傾く、接合部が外れる

〈危険箇所をわかりやすく表示〉

- ・点検結果を模造紙などに拡大した校舎配置図に記入する。

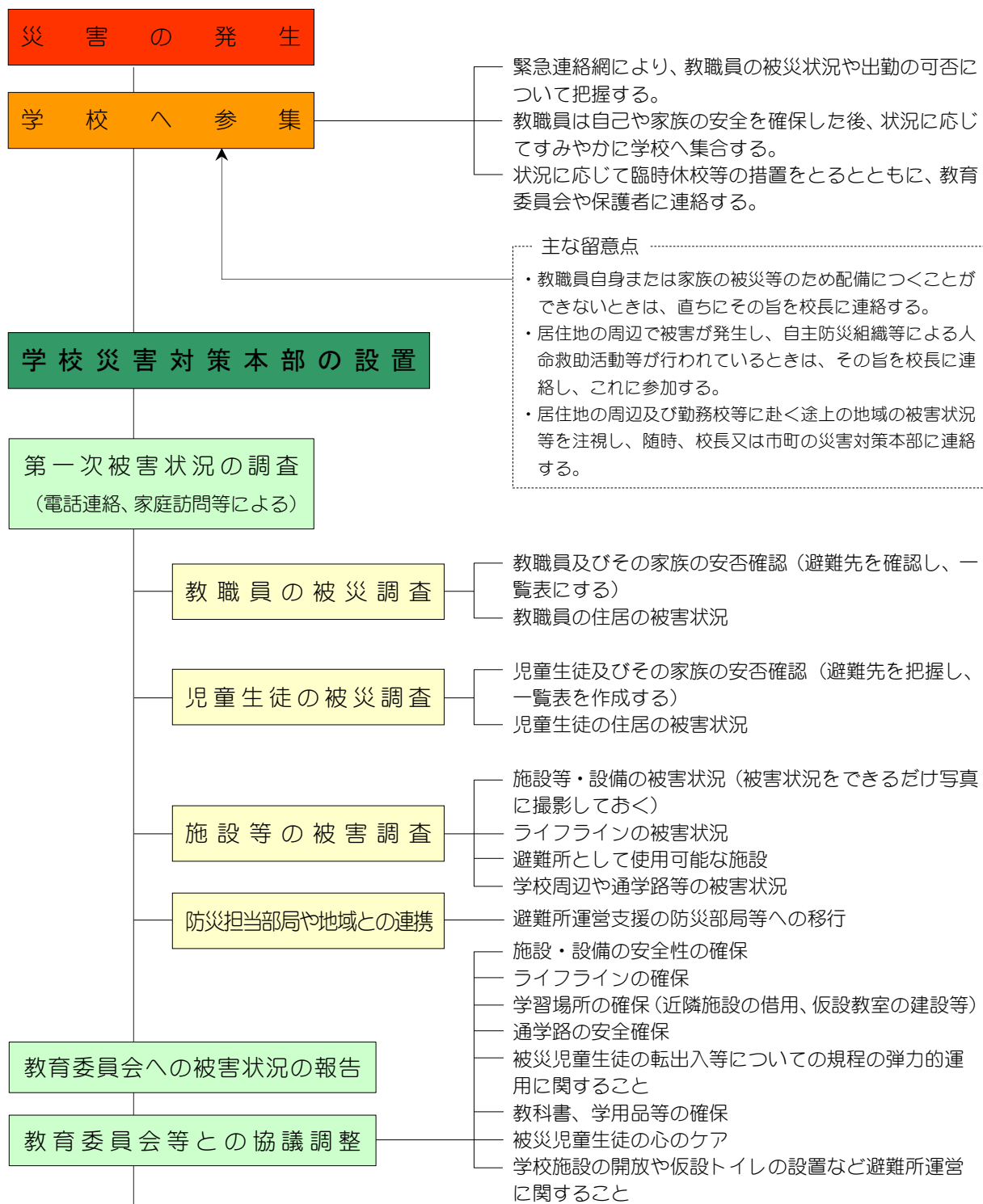
点検結果は、職員室に掲示するとともに避難所などにも掲示することで避難住民にも情報を伝達する。（二次災害を防ぐ上でも重要）

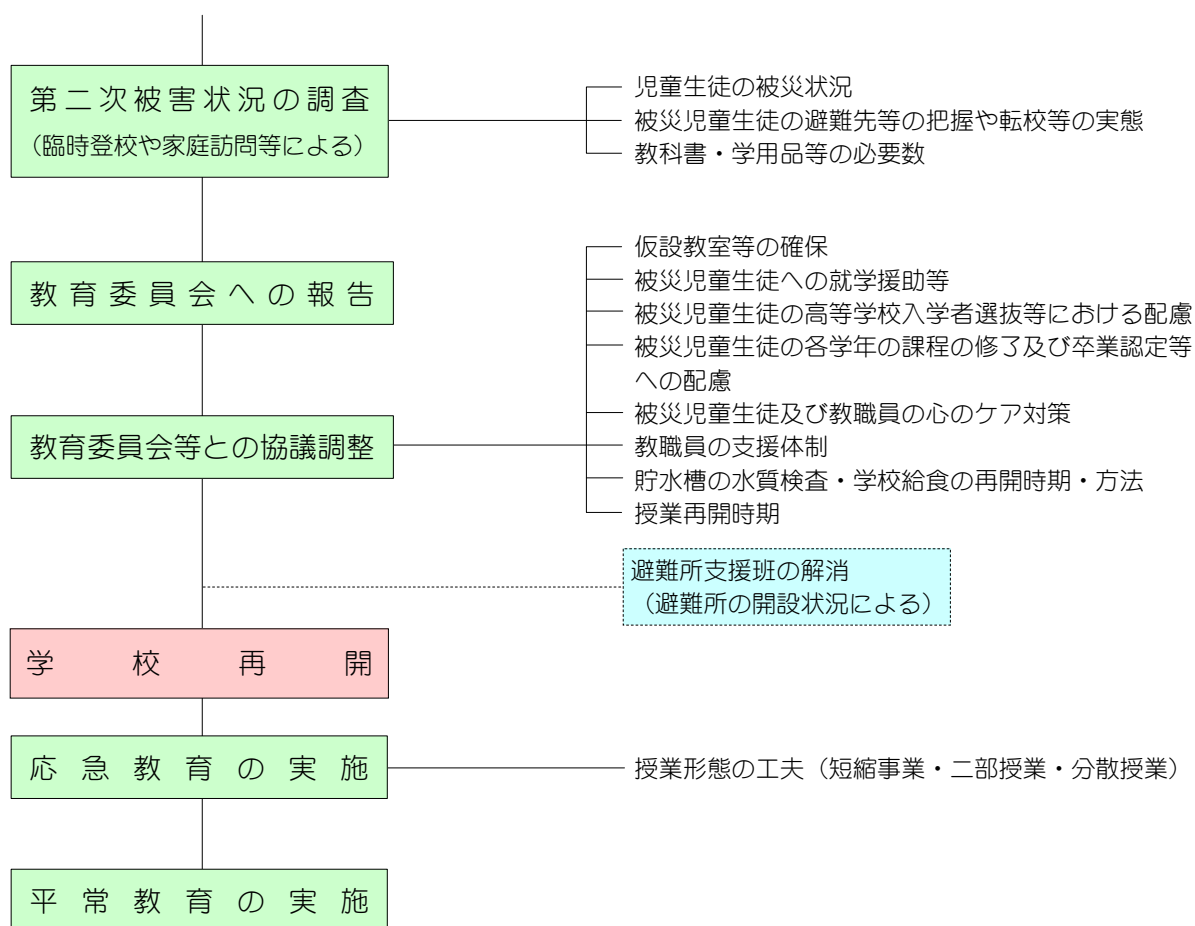
- ・色分けなどで危険箇所をわかりやすく表現する。 （EARTHハンドブックより）

8 学校再開に向けた対応

災害の発生時刻や被害の状況により初期対応は異なってくるが、ここでは、阪神・淡路大震災の経験に基づき、教職員、児童生徒の学校不在時に発生した場合についての基本的な対応等を示す。

校長は、学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら、教育活動の早期再開に向けた以下のような取組を進めるとともに、被災した児童生徒の心のケアにも十分配慮し、最善の対応に努めることが大切である。





応 急 教 育

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や施設が大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけた。当初は、短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用している間借り授業であった。そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、児童生徒の心のケアの上からも重要な意味を持っていた。



廊下に机をならべて学習する児童

(神戸新聞社提供)

■教職員の危機管理の向上■

教職員が災害時に柔軟に対応するためには、日頃から教職員の危機管理意識を向上させる取組は欠かすことができない。

西脇市立西脇東中学校では、災害発生時の教職員個々のマニュアルを作成している。災害時の各自の役割を確認する中で、災害への危機管理意識を高める機会としている。また、防災訓練等を通し、反省点等を書き加え、教職員間でも情報交換するなど、学校防災体制の充実を図っている。

平成〇〇年度災害対応 個人マニュアル

※「学校防災計画（避難所開設を含む）」・「不審者に対する危機管理マニュアル」等を参考に、災害発生時の各自の対応を記入。必要に応じて、携帯電話番号やメールアドレスの記入欄を設ける。

訓練後は、留意点の欄に、反省等を記入する。

○個人データ

教職員名	兵 庫 恵 子	校務 分掌	保健安全部 第2学年担任
------	---------	----------	--------------

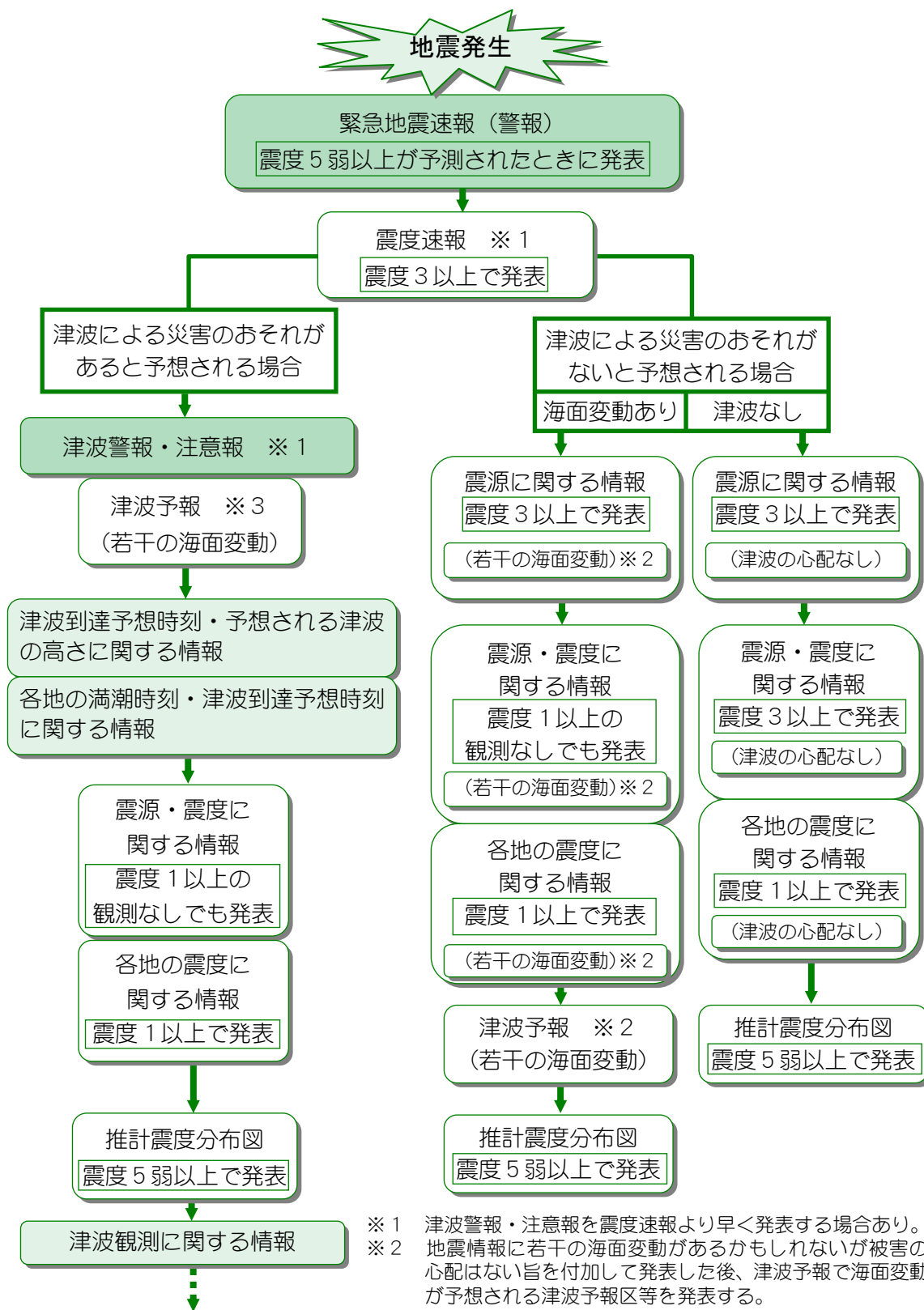
○任務分担・係

火災・震災	避難誘導係	避難所	保護者連絡班	不審者	避難誘導 ・安全確認班
-------	-------	-----	--------	-----	----------------

○災害時のあなたの役割（できるだけ具体的に記入）

任 務	
火災・震災 ①生徒を指揮して、第一次避難場所に誘導する。 ②「おさない」「走らない」「しゃべらない」を徹底させる。 ③集合位置に整列させ、人員点呼を行う。 ④生徒の避難を見届けた後、自衛消防活動の任務につく。	
避難所 ①生徒の安否確認 ②引き渡し及び記録 ③校庭への災害派遣部隊の受け入れ ④誘導・通路確保(東門)	
不審者 ①危機に伴い想定されるパニック等に対する集団管理 ②生徒の避難指示・安全確認 ③避難後の安否確認・安全確認 ④緊急一斉下校を行う場合の全体指導 ⑤保護者への引渡し	
連絡・調整を必要とする係・人	留意点
(火災・震災、避難所) 本部、救護応急復旧班、環境整備班 (不審者) 本部、情報整理班	

地震及び津波に関する情報



気象庁ホームページより

雨の強さと降り方

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上- 20未満	やや強い 雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね 返りで足元がぬ れる	雨の音で話し声 が良く聞き取れ ない	地面一面に水た まりができる		この程度の雨で も長く続く時は 注意が必要
20以上- 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の半 数くらいが雨に 気がつく		ワイパーを速く しても見づらい	側溝や下水、小 さな川があふ れ、小規模の崖 崩れが始まる
30以上- 50未満	激しい雨	バケツをひっく り返したように 降る			道路が川のように なる	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなく なる（ハイドロ プレーニング現 象）	山崩れ・崖崩れ が起きやすくな り危険地帯では 避難の準備が必 要 都市では下水管 から雨水があふ れる
50以上- 80未満	非常に激 しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降 り続く)	傘は全く役に立 たなくなる		水しぶきであた り一面が白っぽ くなり、視界が 悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下 室や地下街に雨 水が流れ込む場 合があるマンホ ールから水が噴 出する土石流が 起こりやすい多 くの災害が発生 する
80以上-	猛烈な雨	息苦しくなるよ うな圧迫感があ る。恐怖を感じ ずる					雨による大規模 な災害の発生す るおそれが強く、 厳重な警戒が 必要

風の強さと吹き方

平均風速 (m/秒)	およその 時速	風圧 (kg重/m ²)	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木 の様子	車に乗っていて	建造物の被害
10以上- 15未満	-50km	-11.3	やや強い風	一般道路の 自動車	風に向かって歩き にくくなる。傘が させない	樹木全体が 揺れる。電 線が鳴る	10 m/秒で道路 の吹流しの角度 が水平となる。 高速道路で乗用 車が横風になが される感覚を受 ける	取り付けの不完 全な看板やタ ン板が飛び始め る
15以上- 20未満	-70km	-20.0	強い風	高速道路の 自動車	風に向かって歩け ない。転倒する人 も出る	小枝が折れ る	高速道路では、 横風に流される 感覚が大きくな り、通常速度 で運転するのが 困難となる	ビニールハウス が壊れ始める
20以上- 25未満	-90km	-31.3	非常に強い 風		しっかりと身体 を確保しないと 転倒する		車の運転を続け るのは危険な状 態となる	鋼製シャッター が壊れ始める。 風で飛ばされた 物で窓ガラスが 割れる
25以上- 30未満	-110km	-45.0			立っていられな い。屋外での行動 は危険	樹木が根こ そぎ倒れは じめる		ブロック塀が壊 れ、取り付けの 不完全な屋外外 装材がはがれ、 飛び始める
30以上-	110km-	45.0-	猛烈な風	特急列車				屋根が飛ばされ たり、木造住宅 の全壊が始まる

(気象庁ホームページより) 平成19年改正